

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和6年5月10日

新潟市長 中原 八一

1 大規模小売店舗の名称、所在地

名称 ウオロク小針南店

所在地 新潟市西区小針7丁目13番13号 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称 株式会社ウオロクホールディングス

法人代表者役職・氏名 代表取締役 本多 伸一

住所 新潟県新潟市中央区鏡二丁目14番13号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

小売業を行う者の氏名又は名称	法人にあっては代表者の役職・氏名	住所	備考 (主として販売する物品の種類)
株式会社ウオロク	代表取締役 本多 伸一	新潟県新潟市中央区鏡二丁目14番13号	食料品、酒類、日用品等

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年12月16日

4 大規模小売店舗の店舗面積の合計

店舗面積の合計		2,091 m ²
内訳	建物No.(配置図上のNo.)	店舗面積
	建物1	2,091.4 m ²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置 駐車場No.(配置図上のNo.)	収容台数(契約等台数)
駐車場1 (建物1北側)	120台
合計	120台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置 駐輪場No.(配置図上のNo.)	収容台数			合計	備考
	自転車	原付	自動二輪		
駐輪場1 (建物2西側)	18台	1台	1台	20台	駐輪場では、自転車と原付・自動二輪車の区分を設けず、全て駐輪可能とした。
駐輪場2 (建物2西側)	18台	1台	1台	20台	
駐輪場3 (建物1北側)	8台	—	—	8台	
駐輪場4 (建物1東側)	8台	—	—	8台	
合計	52台	2台	2台	56台	

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 荷さばき施設No.(配置図上のNo.)	荷さばき施設的面積
荷さばき施設1 (建物1西側)	72.0 m ²
合計	72.0 m ²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 廃棄物等の保管施設No.(配置図上のNo.)	廃棄物等保管施設の容量
廃棄物等保管施設1 (建物1内西側)	9.36 m ³
廃棄物等保管施設2 (建物1内西側)	16.83 m ³
廃棄物等保管施設3 (建物1内西側)	15.59 m ³
合計	41.78 m ³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者を行う者の 氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ウオロク	午前9時00分	午前0時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.(配置図上のNo.)	来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場 1 (建物 1 北側)	午前 8 時 30 分～翌午前 0 時 30 分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No. (配置図上のNo.)	出入口の数	出入口の位置 (配置図上のNo.)
駐車場 1	2 箇所	出入口 1 : 駐車場 1 北側 出入口 2 : 駐車場 1 西側
合計	2 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

駐車場No.(配置図上のNo.)	来客が駐車場を利用することができる時間帯
荷さばき施設 1	午前 6 時 00 分～午後 9 時 00 分

7 届出年月日

令和 6 年 4 月 15 日

8 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び西区農政商工課

9 縦覧期間

令和 6 年 5 月 10 日から令和 6 年 9 月 10 日まで

10 大規模小売店舗立地法に関する事項, 意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp